

市議会広報紙の写真を募集します【募集要項】

日光市議会は、市民参加型の広報紙を目指す一環として、日光市議会広報紙「市議会からこんにちは」の表紙に掲載する写真を募集します。自分の撮った写真が市議会広報紙の表紙を飾るかも？奮ってご応募ください！

◆作品の規格

作品はデジタル画像のみ、JPEG形式、データ容量2MB以上9MB以下。

◆応募内容

1. 応募者の住所、氏名、年齢、電話番号（未成年の場合は親権者の同意が必要です。）
2. 写真のタイトル、紹介文（200文字程度）、撮影場所及び時期

◆応募方法

応募シートに必要事項を入力の上、日光市議会事務局まで応募シートと作品データを添えてメール送信してください。（送信先アドレス：gijika@city.nikko.lg.jp）

◆注意事項

1. 広報紙発行は、臨時号を除き、1月25日、4月25日、7月25日、10月25日の年4回です。応募は1号につき1人1点までとし、発行日前々月の末日を各号の応募締切日とします。（例：10月25日発行号は8月31日が締切日）
2. 応募作品の著作権は撮影者（応募者）に帰属しますが、日光市議会が議会広報紙に採用する権利を1年間を限度に保有します。
3. 応募いただいた作品データは返却しません。また、応募に対する謝礼等はありません。
4. 議会広報紙の表紙に採用された写真には、撮影者の氏名・居所（大字）を表示します。ペンネーム等も可とします。
5. 応募する作品は過去3年以内に撮影されたもので、未発表のものに限ります。
6. 人物を主題にした作品の場合はその人物から（未成年者の場合は親権者に）了解を得てください。
7. 応募者は日光市在住、在勤または在学の方で、日光市内で撮影された作品であるものとします（撮影場所は日光市外であっても、日光市内を撮影したもの）。作品のジャンルは問いません。
8. 組写真、合成写真、加工作品は不可とします（明度、彩度、ホワイトバランスなどの色調整を除く）。
9. 臨時に広報紙を発行する場合は作品を募集せず、過去1年間に応募があった作品から選考し表紙に掲載します。
10. 広報紙に掲載するにあたり、トリミング等による作品の加工や、紹介文の校正をする場合があります。
11. 掲載作品の選考は、日光市議会広報広聴委員会が審査会を開き行います。